

町県民税の特別徴収について

令和6年度 町民税・県民税 特別徴収に関する手引き



〒449-0292

愛知県北設楽郡東栄町大字本郷字上前畑25番地

東栄町役場 税務会計課

電話：0536-76-1814

《目次》

	ページ番号
町県民税の特別徴収をしていただくにあたって	1
特別徴収の流れ	2
【特別徴収税額の通知が役場から届く】	
役場から届く「税額通知書（例）」	3
役場から届く「納入書（例）」	4
【特別徴収の開始】	
特別徴収税額为天引きと納入の手順	5
税額に変更があった場合の納入までの手順	6
税額を変更した後の納入書（例）	7
《納期特例が適用された場合の特別徴収の流れ》	8
特別徴収税額为天引きと納入の手順（納期特例の場合）	9
納期特例の場合の納入書（例）	10
町県民税の特別徴収Q & A	11



町県民税の特別徴収をしていただくにあたって

町県民税の特別徴収とは

事業主（給与支払者）が、所得税の源泉徴収と同じように、毎月支払う給与から町県民税を天引きし、従業員（納税義務者）に代わって納めていただく制度です。

地方税法第321条の4及び東栄町町税条例第43条の規定により、事業主は**特別徴収義務者**として、法人・個人を問わず、**全ての従業員について町県民税を特別徴収**をしていただく必要があります。

《納期の特例》

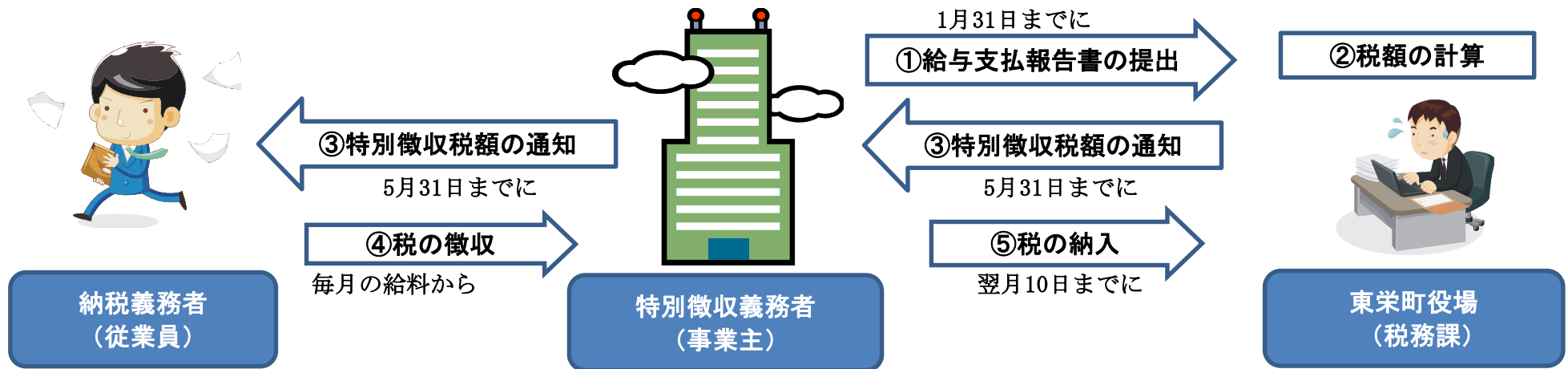
従業員が常時10人未満の事業所は、申請・承認により年12回の納期を年2回とすることもできます。

納税義務者への通知書の交付

- ① 同封の「市町村民税・県民税 特別徴収税額通知書」（納税義務者用）を、すみやかに納税義務者各人に交付してください。
- ② 退職転勤等により交付できない場合は、当該者分を「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」と一緒に、至急返送してください。
- ③ 税額は東栄町で計算し、事業主の方に通知します。そのため、所得税のような税額計算や年末調整等をしていただく必要はありません。通知された額をそのまま納入してください。

特別徴収全体の流れ

- ① 特別徴収義務者（事業主）は毎年1月31日までに、従業員（アルバイトやパート等を含む全ての従業員）の給与支払報告書を提出します。
- ② 税務課にて、提出された給与支払報告書などにより、町県民税を計算します。
- ③ 税務課は、5月31日までに特別徴収義務者へ特別徴収税額を通知します。
その通知を受けて特別徴収義務者は納税義務者（従業員）へ、特別徴収税額の通知（通知書の配布）をします。
- ④ 特別徴収義務者は、6月～翌年の5月まで、税額通知書に記載された税額を月々の給与から天引きします。
- ⑤ 特別徴収義務者は、④で天引きした税額を、翌月の10日までに東栄町に納入します。



今後行っていただくこと

届いた書類の確認	給与所得等に係る市町村民税・県民税 特別徴収税額通知書(納税義務者用) 給与所得等に係る市町村民税・県民税 特別徴収税額の決定(変更)通知書(特別徴収義務者用) 納入書
通知書の交付	市町村民税・県民税 特別徴収税額通知書(納税義務者用)を従業員に交付する。
徴収と納入	翌年の5月まで、税額を毎月の給料から天引きし、翌月10日までに納入する。

東栄町役場から届く通知書(例)

××年度 給与所得等に係る市町村民税・県民税・森林環境税

特別徴収税額の決定（変更）通知書（特別徴収義務者用）

□□□-□□□□

000000

A horizontal row of 15 black diamond shapes, each rotated 45 degrees, used as a section separator.

株式会社 ◇◇◇◇◇ 様

特別徴収税額		259600		課税人員		3		非課税人員		1	
月	人 数	納 付 額		月	人 数	納 付 額		月	人 数	納 付 額	
6月分	3	27500		12月分	2	21100		12月分	2	21100	
7月分	2	21100		1月分	2	21100		1月分	2	21100	
8月分	2	21100		2月分	2	21100		2月分	2	21100	
9月分	2	21100		3月分	2	21100		3月分	2	21100	
10月分	2	21100		4月分	2	21100		4月分	2	21100	
11月分	2	21100		5月分	2	21100		5月分	2	21100	
(備考)											

[illegible]

×××年 ×月××日

愛知県北設楽郡東栄町長 ○○ ○○

指定 番号	999999	整理 番号	1	市町村 コード	235628	受給者 番 号	0001	特別徴収 税 額	176000	納 付 額	6月分 15400	10月分 14600	2月分 14600	14600	(摘要)						
住 所						氏 名				7月分 14600	11月分 14600	3月分 14600	14600								
愛知県北設楽郡東栄町大字〇〇〇〇〇〇〇						A				8月分 14600	12月分 14600	4月分 14600	14600								
										9月分 14600	1月分 14600	5月分 14600	14600								
機 個人番号										*****										変更月	月

指定 番号	999999	整理 番号	2	市町村 コード	235628	受給者 番 号	0002	特別徴収 税 額	78100	納 付 額	6月分 6600	10月分 6500	2月分 6500	(摘要)
住 所						氏 名				7月分 6500	11月分 6500	3月分 6500		
愛知県北設楽郡東栄町大字○○○○○○○						B				8月分 6500	12月分 6500	4月分 6500		
										9月分 6500	1月分 6500	5月分 6500		
										個人番号	*****			

指定 番号	999999	整理 番号	3	市町村 コード	235628	受給者 番 号	0003	特別徴収 税 額	5500	納 税 額	6月分 7月分 8月分 9月分	5500 0 0 0	10月分 11月分 12月分 1月分	0 0 0 0	2月分 3月分 4月分 5月分	0 0 0 0	(摘要)
住 所					氏 名												
愛知県北設楽郡東栄町大字○○○○○○○○					C					通 個人番号 **** * 変更月 月							

指定 番号	999999	整理 番号	4	市町村 コード	235628	受給者 番 号	0004	特別徴収 税 額	0	納 税 期 間	6月分	0	10月分	0	2月分	0	(摘要)	
										7月分	0	11月分	0	3月分	0			
										8月分	0	12月分	0	4月分	0			
										9月分	0	1月分	0	5月分	0			
住 所								氏 名										
愛知県北設楽郡東栄町大字○○○○○○○								D										
										種 別	*****						変更月	月
										個人番号	*****							

指定 番号	整理 番号	市町村 コード	受給者 番 号	特別徴収 税 額	納 付 額	6月分	10月分	2月分	(摘要)
					7月分	11月分	3月分		
					8月分	12月分	4月分		
					9月分	1月分	5月分		
					個人番号		変更日	日	

指定 番号		整理 番号		市町村 コード		受給者 番 号		特別徴収 税 額				6月分		10月分		2月分		(摘要)
												7月分		11月分		3月分		
												8月分		12月分		4月分		
												9月分		1月分		5月分		
												個人番号				変更日		

特別徴収 義務者	氏 名 又 は 名 称	個人番号又は法人番号
	株式会社 ◇◇◇◇◇◇	*****

東栄町役場から届く納入書(例)

愛知県東栄町

個人町民税
個人県民税
森林環境税

領収証書

市区町村コード	口座番号	加入者名
235628	00890-0-960255	東栄町役場
指 定 番 号		納入金額(1) 円
999999		27,500
〇〇 年 6 月分		
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	納 入	給与分 (一括徴収分を含む)
	退 職 所得分	
	金 延滞金	
納期限 〇〇年 7月 12日	督 促 手数料	
	(2) 合計額	
(特別徴収義務者) 住 所 〒□□□-□□□ 又は 所在地 ○○○○○○○○○○○○ 氏 名 又は 名 称 株式会社 ○○○○○ 様		

上記のとおり領収しました。(納入者保管)

愛知県東栄町

個人町民税
個人県民税
森林環境税

納入書

振替の請求に使用する欄
振出口番号

払出請求人印

市区町村コード	口座番号	加入者名
235628	00890-0-960255	東栄町役場
指 定 番 号		納入金額(1) 円
999999		27,500
〇〇 年 6 月分		
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	納 入	給与分 (一括徴収分を含む)
	退 職 所得分	
	金 延滞金	
納期限 〇〇年 7月 12日	督 促 手数料	
	(2) 合計額	
(特別徴収義務者) 住 所 〒□□□-□□□ 又は 所在地 ○○○○○○○○○○○○ 氏 名 又は 名 称 株式会社 ○○○○○		

上記のとおり納入します。(金融機関保管)

愛知県東栄町

個人町民税
個人県民税
森林環境税

納入済通知書

市区町村コード	口座番号	加入者名
235628	00890-0-960255	東栄町役場
年 月 分 指 定 番 号		納入金額(1) 円
9 9 0 6 9 0 0 0 9 9 9 9		27,500
ID 番号 03 01015	コード 235629990004	給与分 (一括徴収分を含む)
科目 課税 年度分 納 C/D 01102999002	納 入	退 職 所得分
納期限 〇〇年 7月 12日	金 延滞金	
取 り ま と め 店 株式会社ゆうちょ銀行名古屋証券センター (〒469-8794)	督 促 手数料	
	(2) 合計額	
頭 収 日 付 印	(特別徴収義務者) 住 所 〒□□□-□□□ 又は 所在地 ○○○○○○○○○○○○ 氏 名 又は 名 称 株式会社 ○○○○○ 納	

上記のとおり通知します。(受付店→愛知東栄県同組合(取りまとの店)→東栄町) (東栄町保管)

特別徴収税額の天引きと納入の手順

1. 役場から送付した、「特別徴収税額の通知書(特別徴収義務者用)」の個人別納付金額の6月分①を6月に支払う給与から天引きします。

2. 対象となる従業員分を天引きし、合計額が特別徴収税額の6月分②になることを確認します。

3. ②の金額が納入書の「納入金額(1)の金額と同じであることが確認できたら、納期限までに金融機関で納入してください。③)

※ 令和6年度から、納入書の様式が変更されています。

××年度 給与所得等に係る市町村民税・県民税・森林環境税
特別徴収税額の決定(変更)通知書(特別徴収義務者用)

特別徴収税額			② 人員			非課税人員		
259600			3			1		
月	人数	納付額	月	人数	納付額	月	人数	納付額
6月分	3	27500	12月分	2	21100			
7月分	2	21100	1月分	2	21100			
8月分	2	21100	2月分	2	21100			
9月分	2	21100	3月分	2	21100			
10月分	2	21100	4月分	2	21100			
11月分	2	21100	5月分	2	21100			
(備考)								

地方税法第41条、第319条及び第321条の4(第321条の6)第1項の規定によって、本年度の給与所得等に係る市町村民税、県民税及び森林環境税の特別徴収税額を下記の通り決定(変更)したので通知します。また、この通知書の郵政事業所に不届がある場合は、この通知書を受け取った日の曜日から起算して3か月以内に市町村長に対して催告請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求めるときは、前記の催告請求に係る催告の送達を受けた日の曜日から起算して6か月以内に市町村を被告として(市町村長が被告の代表者となります。)提起することができます。
なお、差分の取消しの請求は、前記の催告請求に対する徴収を終了後でなければ提起することができないこととされていますが、③催告請求があった日から起算して3か月を経過しても徴収がないとき、④処分、差分の執行又は手続上の誤りにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、⑤その他徴収を終えないことにつき正当な理由があるときは、徴収を終えないでも処分の取消しの請求を提起することができます。

×××年 ×月××日

愛知県北設楽郡東栄町長 ○○ ○○

①

特別徴収税額		176000	6月分	15400	10月分	14600	2月分	14600	(摘要)
			7月分	14600	11月分	14600	3月分	14600	
			8月分	14600	12月分	14600	4月分	14600	
			9月分	14600	1月分	14600	5月分	14600	
									変更月 3月

愛知県東栄町

個人町民税
個人県民税
森林環境税

領収証書③

市区町村コード

口座番号

加入者名

235628

00890-0-960255

東栄町役場

指定番号

納入金額①

999999

27,500

〇〇年6月分

納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。

納入

給与分(退職金を含む)

退職所得分

延滞金

督促手数料

(2)合計額

納期限

〇〇年7月12日

(特別徴収義務者)

住所〒□□□-□□□

又は所在地

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏名

又は名称

株式会社

〇〇〇〇〇

様

上記のとおり領収しました。

(納入者印)

税額に変更があった場合の納入までの手順（例：一括徴収）

当初(5月)に役場から届いた納入書に記載のある特別徴収税額について、変更となる月以降分の金額を訂正していただく必要があります。

××年度 給与所得等に係る市町村民税・県民税・森林環境税
特別徴収税額の決定（変更）通知書（特別徴収義務者用）

特別徴収税額			課税人員			非課税人員		
259600			3			1		
月	人数	納付額	月	人数	納付額	月	人数	納付額
6月分	3	27500	12月分	2	21100			
7月分	2	21100	1月分	2	21100			
8月分	2	21100	2月分	2	21100			
9月分	2	21100	3月分	2	50300			
10月分	2	21100	4月分	1	6500			
11月分	2	21100	5月分	1	6500			
(備考)								

地方税法第41条、第319条及び第321条の4（第321条の6）第1項の規定によって、本年度の給与所得等に係る市町村民税、県民税及び森林環境税の特別徴収税額を下記のとおり決定（変更）したので通知します。また、この通知書の記載事項に不備がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市町村長に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める場合は、前記の審査請求に係る裁決の決定を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市町村長を被告として（市町村長が被告の代行者となります。）提起することができます。

なお、延分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②延分、延分の執行又は手続上の脱税により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を要しないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも延分の取消しの訴えを提起することができます。

② ×××年 ×月××日 ○○ ○○

愛知県北設楽郡東栄町

【例：3月から変更になる場合】

1. 変更の対象となる従業員分の3月分の税額(①)を、3月に支払う給与から天引きします。その他の従業員分との合計額が特別徴収税額の3月分(②)になることを確認します。

特別徴収税額		6月分	7月分	10月分	14600	2月分	14600	(摘要)
176000		15400	14600	14600	3月分	43800		
氏 名		8月分	14600	12月分	14600	4月分	0	①
A		9月分	14600	1月分	14600	5月分	0	
様		個人番号		*****		変更月		月

2. 3月分の「納入金額(1)」欄に記載されている金額を横線で抹消し、「納入金額(2)」欄の「給与分」と「合計額」の欄に、②の金額を記入します。(領収書、納入書、納入済通知書のすべてに記入してください。)(③)

3. 3月分の納期限までに、金融機関にて納付してください。

4. 4月分以降も税額が変更になっていますので、毎月、上記2の要領で金額を抹消・記入してから、納付をしてください。

愛知県東栄町 個人町民税 領収証書

市区町村コード 235628 口座番号 00890-0-960255 加入者名 東栄町役場

指定番号 999999 納入金額(1) 円 21,100

〇〇年 3月分

納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。

納税 給与分(基本給) 50300 退職所得分 延滞金 督促手数料 合計額 50300

納期限 〇〇年 4月 10日

(特別徴収義務者) 住所 〒〇〇〇-〇〇〇 又は 所在地 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 氏名 又は 名称 株式会社 〇〇〇〇〇 様

上記のとおり領収しました。(納入者印)

税額変更をした後の納入書(例)

愛知県東栄町 個人町民税 個人県民税 領収証書 ㊤

市区町村コード	口座番号	加入者名
235628	00890-0-960255	東栄町役場
指定番号		納入金額(1)
999999		-27,500
〇〇年 3月分		
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	納金	給与分(一時所得)
	50300	
	退職所得分	
	延滞金	
	督促手数料	
納期限 〇〇年 7月 12日	(2) 合計額	50300

(特別徴収義務者)
住所 〒□□□-□□□
又は 所在地 ○○○○○○○○○○○○
氏名 株式会社 ○○○○ 様
上記のとおり領収しました。(納入者保管)

愛知県東栄町 個人町民税 個人県民税 納入書 ㊤

市区町村コード	口座番号	加入者名
235628	00890-0-960255	東栄町役場
指定番号		納入金額(1)
999999		-27,500
〇〇年 3月分		
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	納金	給与分(一時所得)
	50300	
	退職所得分	
	延滞金	
	督促手数料	
納期限 〇〇年 7月 12日	(2) 合計額	50300

(特別徴収義務者)
住所 〒□□□-□□□
又は 所在地 ○○○○○○○○○○○○
氏名 株式会社 ○○○○
上記のとおり納入します。(金庫残高保管)

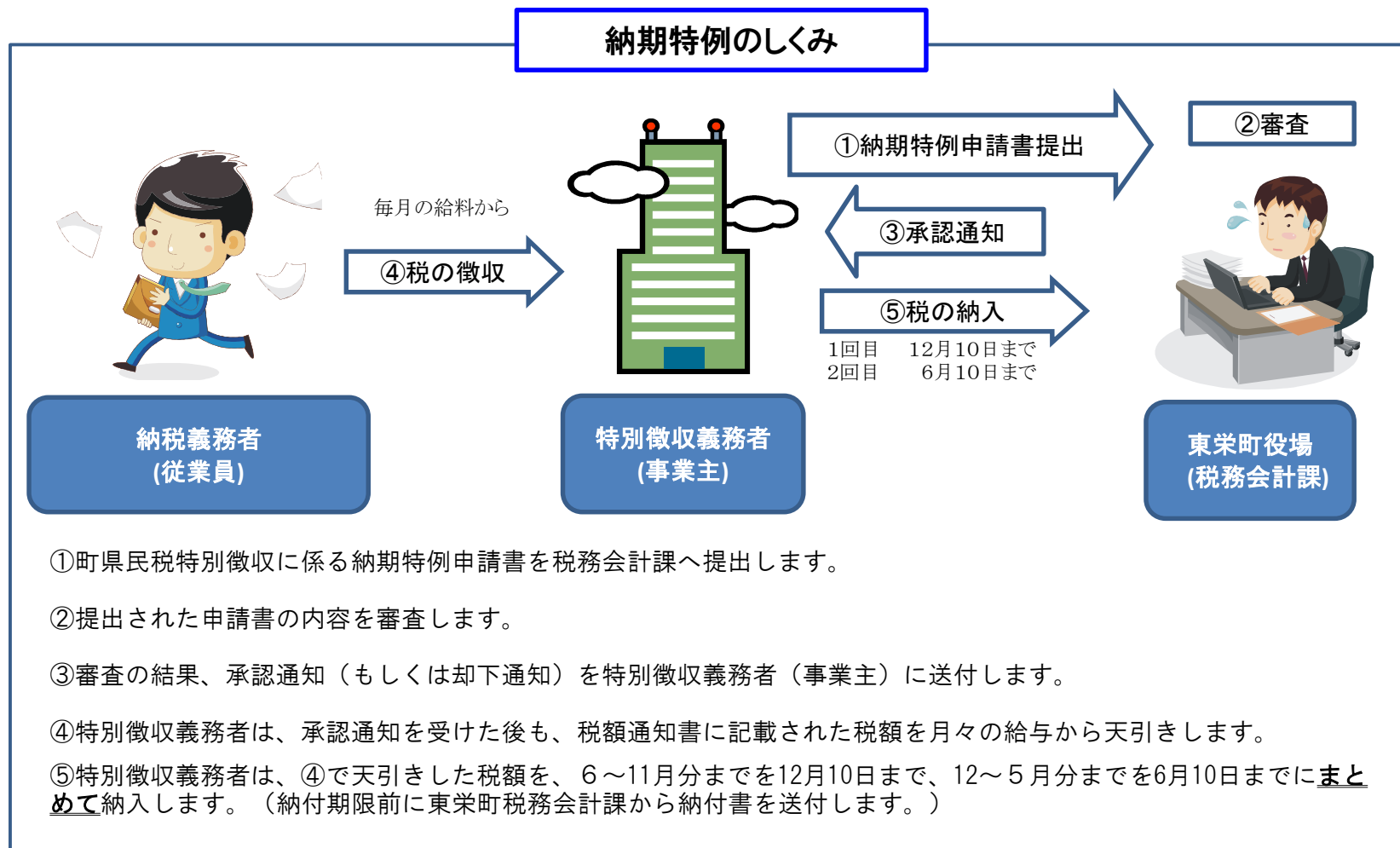
愛知県東栄町 個人町民税 個人県民税 納入済通知書 ㊤

市区町村コード	口座番号	加入者名
235628	00890-0-960255	東栄町役場
指定番号		納入金額(1)
999999		-27,500
〇〇年 3月分		
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	納金	給与分(一時所得)
	50300	
	退職所得分	
	延滞金	
	督促手数料	
納期限 〇〇年 7月 12日	(2) 合計額	50300

(特別徴収義務者)
住所 〒□□□-□□□
又は 所在地 ○○○○○○○○○○○○
氏名 株式会社 ○○○○ 納
上記のとおり通知します。(交付後一愛知県東栄町税務センター(取りまとめ所)→東栄町 (東栄町保管))

納期特例が適用された場合の特別徴収の流れ

納期特例とは . . . 従業員が常時10人未満の事業所は、
申請により年12回の納期を年2回とすることができます。



特別徴収税額为天引きと納入の手順例(納期特例の場合)

- 役場から5月に送られてきた「特別徴収税額の通知書(特別徴収義務者用)」の個人別納付金額の6月分から11月分(①)までを、対象となる従業員に支払う給与から天引きしていきます。

××年度 給与所得等に係る市町村民税・県民税・森林環境税
特別徴収税額の決定(変更)通知書(特別徴収義務者用)

特別徴収税額			課税人員			非課税人員		
259600			3			1		
月	人数	納付額	人数	納付額	人数	納付額	人数	納付額
6月分			12月分					
7月分			1月分					
8月分			2月分					
9月分			3月分					
10月分			4月分					
11月分	3	133000	5月分	2		126600		
(備考)								

地方税法第41条、第319条及び第321条の4(第321条の6)第1項の規定によって、本年度の給与所得等に係る市町村民税、県民税及び森林環境税の特別徴収税額を下記のとおり決定(変更)したので通知します。また、この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市町村長に対して審査請求をすることができます。この審査請求期間の決定の取消しを求める場合は、前記の審査請求に係る徴収の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市町村長を被告として(市町村長が被告の代表者となります。)提起することができます。地方税の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する徴収を極端な手段とすれば提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から起算して3か月を経過しても徴収がないとき、②処分、処分執行又は手続上の瑕疵により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その徴収をしないことにつき正当な理由があるときは、徴収をしないでも処分取消しの訴えを提起することができます。

×××年 ×月××日

愛知県北設楽郡東栄町長 ○○ ○○

- 11月分の日引き終了後、6～11月までの日引きした合計額と、「特別徴収税額の通知書(特別徴収義務者用)」の事業所全体額の6～11月分の合計とが、同額であることを確認します。(②)

特別徴収 税 額		175000	6月分	15400	10月分	14600	2月分	14600	(摘要)	
氏 名		Λ	7月分	14600	11月分	14600	3月分	14600		
			8月分	14600	12月分	14600	4月分	14600		
			9月分	14600	1月分	14600	5月分	14600		
			個人番号		*****		変更月		月	

- 納期特例が承認済の場合は、納期限前に東栄町から納付書を送付しますので、11月分の納期限までに、金融機関又は役場出納室で納付してください。

- 1～3と同じ要領で、12月～5月分までを天引きし、5月分の納入書にて納期限までに納めてください。

愛知県東栄町 個人町民税 個人県民税 森林環境税 領収証書②

市区町村コード	口座番号	加入者名
235628	00890-0-960255	東栄町役場
指定番号	納入金額①	
999999	133,000	
〇〇年 11月分		
納入すべき金額が右の納入金額①の欄の金額と異なるときは、納入金額①の欄を横線で抹消し、納入金額②の欄に記入してください。	給与分(二倍徴収)	
	退職所得分	
	延滞金	
	督促手数料	
納期限 〇〇年12月10日	(2) 合計額	
(特別徴収義務者)	領収日	
住所 〒□□□-□□□	領収印	
所在地 ○○○○○○○○○○○○○○		
氏名		
又は 株式会社 ○○○○○		
名称		

上記のとおり領収しました。(納入者保管)

納期特例の場合の納入書(例)

※納期特例の承認を受けた事業所には、年2回分の納付書を送付します。

愛知県東栄町 個人町民税 納入証書		
市区町村コード 2 3 5 6 2 8	口座番号 00890-0-960255	加入者名 東栄町役場
指定番号 999999		納入金額(1) 133,000
〇〇年 11月分		
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分 (所得分)	延滞金
納入	退職所得分	督促手数料
金	延滞金	督促手数料
額	督促手数料	督促手数料
納期限 〇〇年12月10日	(2) 合計額	
(特別徴収義務者) 住所 〒□□□-□□□ 又は 所在地 ○○○○○○○○○○○○ 氏名 又は 名称 株式会社 ○○○○ 様		
上記のとおり領収しました。(納入者保管)		

愛知県東栄町 個人町民税 納入書		
市区町村コード 2 3 5 6 2 8	口座番号 00890-0-960255	加入者名 東栄町役場
指定番号 999999		納入金額(1) 133,000
〇〇年 11月分		
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分 (所得分)	延滞金
納入	退職所得分	督促手数料
金	延滞金	督促手数料
額	督促手数料	督促手数料
納期限 〇〇年12月10日	(2) 合計額	
(特別徴収義務者) 住所 〒□□□-□□□ 又は 所在地 ○○○○○○○○○○○○ 氏名 又は 名称 株式会社 ○○○○		
上記のとおり納入します。(金融機関保管)		

愛知県東栄町 個人町民税 納入済通知書		
市区町村コード 2 3 5 6 2 8	口座番号 00890-0-960255	加入者名 東栄町役場
指定番号 999999		納入金額(1) 133,000
〇〇年 11月分		
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分 (所得分)	延滞金
納入	退職所得分	督促手数料
金	延滞金	督促手数料
額	督促手数料	督促手数料
納期限 〇〇年12月10日	(2) 合計額	
(特別徴収義務者) 住所 〒□□□-□□□ 又は 所在地 ○○○○○○○○○○○○ 氏名 又は 名称 株式会社 ○○○○ 納		
上記のとおり通知します。(交付先→愛知東栄町税務課(取りまとめ店)→東栄町)		

愛知県東栄町 個人町民税 納入証書		
市区町村コード 2 3 5 6 2 8	口座番号 00890-0-960255	加入者名 東栄町役場
指定番号 999999		納入金額(1) 126,600
〇〇年 5月分		
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分 (所得分)	延滞金
納入	退職所得分	督促手数料
金	延滞金	督促手数料
額	督促手数料	督促手数料
納期限 〇〇年6月10日	(2) 合計額	
(特別徴収義務者) 住所 〒□□□-□□□ 又は 所在地 ○○○○○○○○○○○○ 氏名 又は 名称 株式会社 ○○○○ 様		
上記のとおり領収しました。(納入者保管)		

愛知県東栄町 個人町民税 納入書		
市区町村コード 2 3 5 6 2 8	口座番号 00890-0-960255	加入者名 東栄町役場
指定番号 999999		納入金額(1) 126,600
〇〇年 5月分		
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分 (所得分)	延滞金
納入	退職所得分	督促手数料
金	延滞金	督促手数料
額	督促手数料	督促手数料
納期限 〇〇年6月10日	(2) 合計額	
(特別徴収義務者) 住所 〒□□□-□□□ 又は 所在地 ○○○○○○○○○○○○ 氏名 又は 名称 株式会社 ○○○○		
上記のとおり納入します。(金融機関保管)		

愛知県東栄町 個人町民税 納入済通知書		
市区町村コード 2 3 5 6 2 8	口座番号 00890-0-960255	加入者名 東栄町役場
指定番号 999999		納入金額(1) 126,600
〇〇年 5月分		
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分 (所得分)	延滞金
納入	退職所得分	督促手数料
金	延滞金	督促手数料
額	督促手数料	督促手数料
納期限 〇〇年6月10日	(2) 合計額	
(特別徴収義務者) 住所 〒□□□-□□□ 又は 所在地 ○○○○○○○○○○○○ 氏名 又は 名称 株式会社 ○○○○ 納		
上記のとおり通知します。(交付先→愛知東栄町税務課(取りまとめ店)→東栄町)		

個人住民税（町県民税）の特別徴収に関するQ & A

Q 1	今まで特別徴収をしていなかったのに、なぜ、今になって特別徴収にしないといけないのですか？
A 1	地方税法第321条の4及び東栄町町税条例第43条の規定により、所得税の源泉徴収義務がある事業者は、個人住民税の特別徴収義務者として包括的に指定され、住民税を特別徴収することが義務づけられています。 事業主や従業員等が特別徴収するかを選択することはできません。（特別な理由の場合を除く。）
Q 2	従業員が少ない場合や、アルバイトやパートの場合でも特別徴収にしないでいいませんか？
A 2	特別徴収は法律の規定によって義務付けられており、事業主や従業員等の意思で特別徴収するかを選択することはできません。また、アルバイト等を含む全ての従業員等から特別徴収する必要があります。 従業員が少ない場合など、納期を2回にする「 <u>納期の特例</u> 」があります。
Q 3	特別徴収にするメリットはありますか？ 事務の負担が増えるのではないかと心配です。
A 3	住民税の特別徴収は、所得税のように税額を計算したり年末調整をする必要はありません。税額の計算は給与支払報告書等に基づいて東栄町で行い、従業員ごとの税額をその年の5月31日までに通知します。事業主の方は、その税額を毎月の給与から天引きし、通知と同封の納入書により翌月の10日までに金融機関を通じて納めていただくだけです。 【従業員のメリット】 従業員にとってたいへん便利な制度です。特別徴収をすると従業員等がわざわざ金融機関へ納税に出向く手間を省くことができ、更に普通徴収の納期が原則年4回であるのに対し、特別徴収は年12回なので従業員等（納税義務者）の1回あたりの負担が少なくなります。
Q 4	年度の途中で新たに特別徴収を開始する場合には、どうしたらよいですか？
A 4	普通徴収から特別徴収への切り替えが必要ですので、 <u>別添資料集の「普通徴収から特別徴収への切替依頼書」</u> に必要事項を記入し、ご提出ください。
Q 5	従業員が退職したのですが、残りの税額はどしたらよいですか？
A 5	残りの税額の取扱いについては、以下の2通りの方法があります。 ①退職した従業員等が、「普通徴収」（後日送付の納付書）により自ら納付する。 ②事業主が最後に支払う給料から残りの額を「一括徴収」して納付する。 ※その年度の1月1日以降に退職した場合は、一括徴収することが義務付けられています。 また、従業員等が退職した場合には、その都度「 <u>特別徴収に係る給与所得者異動届出書</u> 」をご提出ください。

不明な点や詳しい手続の仕方などは、東栄町税務会計課までお問い合わせください。

電話：0536-76-1814